

監査の結果に基づく措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、千歳市長から令和4年度定期監査（第1回工事監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和4年11月30日

千歳市監査委員 澤田 徹

千歳市監査委員 松倉 美加

課	指摘事項	講じた措置
水道局水道整備課	<p>(4) 北栄外水道管移設更新工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道工事共通仕様書等において撮影箇所が定められている現場状況写真のうち、埋戻し等に係る写真が受注者から提出されていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の指摘は、水道工事共通仕様書等で定めている「工事写真撮影箇所」のとおり写真管理がされていないことが原因であったため、各水道業者には写真管理を徹底するよう指導し、併せて通知文書を発出した。</li> <li>さらに、工事現場着手直前には監督員から現場代理人に対し、工事写真の撮り忘れがないよう注意喚起を図る。</li> </ul>

(担当：水道局水道整備課)